時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千六十四號　日曜日
明治廿四年六月廿八日
舊曆辛卯五月廿二日（乙酉）
日　出午前四時二十八分　入午後六時五十九分
月　出午後十一時四十一分　入午前十時四十二分
滿潮　午前九時四十三分　午後十時十分
（西曆一千八百九十一年）

●時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一付ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是れより各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信せらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生したる場合も寡からず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

世界巡航

英國の海軍は申すに及ばず歐洲大陸の諸國が彼の國力平均の爲めに陸軍擴張の費用莫大なるにも拘はらず猶は海軍に心を用ひ力を盡して互に怠らざるは何故なるや各國には所領の殖民地多きが故に海軍を以て之れを警護するの要用あるは素よりなれども不時の事變を慮るよりも寧ろ平生絕えず國威を發揚し通商貿易を誘導保護するこそ海軍の本色と云はざる可らず均しく是れ軍備にても陸軍と海軍とは大に其趣を殊にし一は萬一の場合に備へ一は併せて平生の用をなさしむるものなれば諸外國が海軍に鋭意なるも自から軍事的以外の必要あるが爲めなるべし然り而して我國に海軍あるや久し必竟多年鎖國を國是としたるに由ることなれども既に國を開いて世界に通じ又隨て海軍の設けある上は他と共に運動を角逐して其本色を盡さゞる可らず人或は謂へらく日本は四面環海の國柄なれば國防を海軍に托せざる可らずとて專ら國防戰備の要のみを說く者あれども是れは海軍と陸軍とを混同一視したる謬見にして海軍には其戰時國防の外に平生更に重大の要務あるを忘れたるものと云はざるを得ず左れば我輩は海軍をして我國光を發揚せしめ又我が通商を輔翼せしめんが爲め軍艦派遣の事を論じたるもの屢々ありしが鄙見猶は未だ採用せられずして先年淸輝艦の歐洲を巡航したる以來昨秋比叡金剛の二艦が土耳其の遭難者を護送して彼地に赴きたるの例あるのみ其他は兵學校生徒が航海術の實地練習として南洋諸嶋に航したるに過ぎず西洋諸國にては東海に南溟に軍艦の往來頗る頻繁にして殆んど一日も休息なきに引換へ獨り我國の軍艦のみ沿岸に蟄伏して爲す所なきは誠に遺憾の限りならずや若しも此儘に因循して看す〳〵永く其任務を空ふするに於ては我輩は實に日本海軍の效用甚だ薄きを歎ずると共に一歩を進めて何故に海軍の設備の爲めに莫大の費用を投じたるやを怪まざるを得ず彼の軍港を設け鎭守府を置き之と共に壯大なる倉庫營舍を建築する等至らざるに非ざれども海軍の本色とも謂ふべき海外巡航の大任を忽せにするに至ては我輩未だ其事の當を見ざるなり顧ふに我國は軍艦の數も乏しく以て世界に誇るに足らずと雖も實際を知らざる者の得て皮相に流れ易きは人事の常にして例へば偶々日本より一軍艦の製造を英國邊に注文することあれば外人は之を聞傳へて直ちに海軍の進歩を說く者さへなきに非ず若しも此擧をして我軍艦が世界を巡航するの實際を目擊せしめたらば其これに對する感情は果して如何計りぞや日本海軍の侮る可らざるを嘖々するは必然なれども之に反し軍艦あれども曾て之を示さゞるときは我國には海軍なきものと視做され爲めに外國に對して軍備の價を半減すべきは今の世間の實際に徵して明白なる可し豈啻に海軍の威光を空ふするのみならんや是れぞ取りも直さず日本國の聲名を空ふするものにして即ち海軍が其至大要務なる國光發揚の旨意に背くものと云ふべし開國以來殆んど半世紀、今に至るまで外人の中には日本國あるを知らざる者多く其これを知る者と雖も往々支那の屬嶋を以て目せんとす凡そ人の己れを知ると知らざるとは齒牙に掛ると掛けざるとの相違を來たすものにして俗に云ふ蔭辨慶は特に國交上に不得策の第一なり日本は恰も此弊に中るものなれば事に觸れ物に當る毎に不如意遺憾の事のみにして此點に就ては讀者も定めて時事に感ずる所のもの多少ならん敢蓄し國聲を發表して他の尊敬を繋ぐの要用は今更云ふまでもなく而して其實手段の少なからざる中に就ても軍艦を派遣して世界を巡航せしむるが如きは最も有力にして前記の如く西洋諸國にても相爭ふて務る所なれば我輩は國の爲め此擧の一日も速ならんことを祈り竊に隔靴搔痒を憾むものなり

（未完）

官報

朕明治十七年度中山道鐵道公債金歳入歳出ノ決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年六月二十六日

內閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十八號

第一條　會計檢査院ノ檢査ヲ經明治十七年度中山道鐵道公債金歳入額ヲ千三百五十萬六千五百八十圓九十四錢一厘歳出額ヲ百四十萬九千二百八圓六錢八厘ニ確定ス

第二條　前條歳入歳出ノ差額千二百九萬七千三百七十二圓八十七錢三厘ハ翌年度ノ歳出ニ充用ス

明治十七年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算

歳入

款　中山道鐵道公債募集金　金千三百五十萬六千五百八十圓九十四錢一厘

歳出

款　中山道鐵道建設費　金百三十五萬八千二百七十四圓

款　中山道鐵道公債募集費　金五萬九百三十四圓六錢八厘

歳出合計金百四十萬九千二百八圓六錢八厘

朕明治十八年度中山道鐵道公債金歳入歳出ノ決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年六月二十六日

內閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十九號

第一條　會計檢査院ノ檢査ヲ經明治十八年度中山道鐵道公債金歳入額ヲ四百七十八萬四千六十八圓五十錢五厘歳出額ヲ二百二十六萬九千六百五十二圓ニ確定ス

第二條　前條歳入額四百七十八萬四千六十八圓五十錢五厘前年度歳入餘剩金千二百九萬七千三百七十二圓八十七錢三厘合計千六百八十八萬千四百四十一圓三十七錢八厘ノ內前條歳出額二百二十六萬九千六百五十二圓ヲ控除シ其殘額千四百六十一萬千七百八十九圓三十七錢八厘ハ翌年度ノ歳出ニ充用ス

明治十八年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算

歳入

款　中山道鐵道公債募集金　金四百七十八萬四千六十八圓五十錢五厘

歳出

款　中山道鐵道建設費　金二百二十五萬圓

款　中山道鐵道公債募集費　金一萬九千六百五十二圓

歳出合計金二百二十六萬九千六百五十二圓

朕明治十九年度中山道鐵道公債金歳出ノ決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年六月二十六日

內閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十號

第一條　會計檢査院ノ檢査ヲ經明治十九年度中山道鐵道公債金ノ歳出額ヲ三百二十四萬九千八圓十八錢ニ確定ス

第二條　前年度歳入餘剩金千四百六十一萬千七百八十九圓三十七錢八厘ノ內前條歳出額三百二十四萬九千八圓十八錢ヲ控除シ其殘額千百三十六萬二千七百八十一圓十九錢八厘ハ翌年度ノ歳出ニ充用ス

明治十九年度中山道鐵道公債金歳出決算

歳出

款　中山道鐵道建設費　金二百三十七萬九千八圓十八錢

款　東海道鐵道建設費　金八十七萬圓

合計金三百二十四萬九千八圓十八錢

朕明治十九年度整理公債金歳入歳出ノ決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年六月二十六日

內閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十一號

第一條　會計檢査院ノ檢査ヲ經明治十九年度整理公債金歳入額ヲ五百九十九萬二千七十一圓三十八錢三厘歳出額ヲ二百四十二萬四千八百八十四圓五十四錢五厘ニ確定ス

第二條　前條歳入歳出ノ差額三百五十六萬七千百八十六圓八十三錢八厘ハ翌年度ノ歳出ニ充用ス

明治十九年度整理公債金歳入歳出決算

歳入

第一款　整理公債募集金　金五百九十九萬二千七十一圓三十八錢三厘

第一項　整理公債募集金　金五百九十九萬二千七十一圓三十八錢三厘

歳出

第一款　公債償還　金二百四十一萬二千百二十圓

第一項　公債償還　金二百四十一萬二千百二十圓

第二款　整理公債募集費　金一萬二千七百六十四圓五十四錢五厘

第一項　證書製造費　金一萬四百六十圓九十五錢

第二項　證書發行諸費　金二千三百三圓五十九錢五厘

合計金二百四十二萬四千八百八十四圓五十四錢五厘

朕吳鎭守府定員表中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年六月二十六日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第七十二號

吳鎭守府定員表中上等技工、下士、技手ノ定員ヲ改ムルコト左ノ如シ

上等技工	三
一等下士	十九
二等下士	十八

○警察令第十一號

雇人口入營業取締規則左ノ通リ之レヲ定ム但明治十年（十月）甲第五十二號布達ハ廢止ス

明治廿四年六月廿七日

警視總監園田安賢

雇人口入營業取締規則

第一條　本則ニ於テ雇人口入營業ト稱スルハ名稱ノ如何ニ拘ラス手數料ヲ受ケ雇傭人ノ周旋ヲ爲ス者ヲ云フ

第二條　左ニ揭クル者ハ雇人口入營業ヲ爲スコトヲ得ス

一　未成年又ハ白痴瘋癲盲啞
二　婦ニシテ夫ノ承諾ナキ者
三　強竊盜詐欺取財賍物幼者
處刑セラレ刑期滿限後二
品行不良ノ者
四　本則ニ據リ三回以上處罰
限ヲ經過スルモ品行不良
五　第三項第四項ニ記載ノ者

第三條　雇人口入營業ヲ爲サ
出免許ヲ受クヘシ

第四條　轉居改氏名又ハ廢業
經テ警視廳ニ屆出ヘシ但他
前任地警察署ノ檢印ヲ受ケ

第五條　業務辨理ノ爲メ手代
ハ解雇シタルトキハ住所氏
ヘシ但第二條第三項第四項

第六條　營業者ハ左ニ揭クル
一　未成年ニシテ親族若ク
二　婦ニシテ夫ノ承諾ナキ
三　身元引受人ナキ者

第七條　營業者ニ於テ給金ノ
ヘカラス

第八條　雇期中ノ者ヲ勸誘シ

第九條　雇人口入手數料ハ雇
場所ニ揭示スヘシ

第十條　手數料ハ雇主及雇人
クヘキ總給額十分ノ一以內
ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條　營業者ハ何等ノ名
ラス

第十二條　營業者ハ口入スヘ
湯屋男、藝娼妓、杜氏、粉挽、按
レユルハ此限ニアラス
寄子ヲ宿泊セシムルトキハ
ヘシ但寄宿シタル者アルト

第十三條　營業者ハ其業名
タル看板（竪二尺五寸幅七寸

第十四條　業務ヲ辨理セシム
ヲ製シ之ヲ綴帶セシムヘシ

第十五條　營業者ハ雇主帳
從ヒ記入スヘシ但其帳簿ハ
受クヘシ

第十六條　警察官吏ハ臨時帳

第十七條　本則第三條第四條
十一條第十二條第十四條第
第八項ニ依リ一日以上三日
五錢以下ノ科料ニ處ス

雜報

○正誤　左の通り申來
拜啓本日貴社新聞村田
は小林政次郎なる者無
も無之候に付右御取消
明治廿四年六月廿七
時事新報社

○松岡檢事總長の增給
氏が判事より大審院檢
より五千圓と爲りたる
又は檢事轉職するとき
年俸にあらざれば給す
との說あれども轉職と
の裁判所判事が乙の裁
とは判事が檢事に移ん
云ふものなれば控訴院
て同條の制限を受る限
讓り轉官を轉職と同一
尋常先任の順序に於け
は此例外なるべし人或
場合には其補すべき職
得ずとあるに氏は勅任
なりと云ふものあれど
判事又は檢事ある場合
に設けたるものなれば
長の場合に適用すべき
長の俸給は年俸四千五
はの文字を用ひたるけ
るものなれば始より五